

# 美濃市小規模事業者事業継続支援助利子等補給事業

## 制度概要

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、金融機関から融資を受けた小規模事業者に利子及び保証料を補給します。

## 資格

- 岐阜県資金融資制度のうち、次のいずれかの運転資金の融資を受けた市内に事業所を有する小規模事業者。
  - (1) 岐阜県中小企業資金融資（経済変動対策資金融資）
  - (2) 危機関連対応資金融資
  - (3) 新型コロナウイルス感染症対策資金融資
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が15%以上減少し、金融機関から融資を受けた市内に事業所を有する小規模事業者。

## 補給額

融資を受けた運転資金のうち、500万円以内に対する利子と保証料。

## 補給の実施及び補給期間

利子等補給は、当該年度に償還を完了した部分について行います。申請は融資実行日から6カ月を経過した日以降、半年または1年ごとに申請していただきます。利子等補給対象期間は融資実行日から5か年とします。

## 請求までの流れ

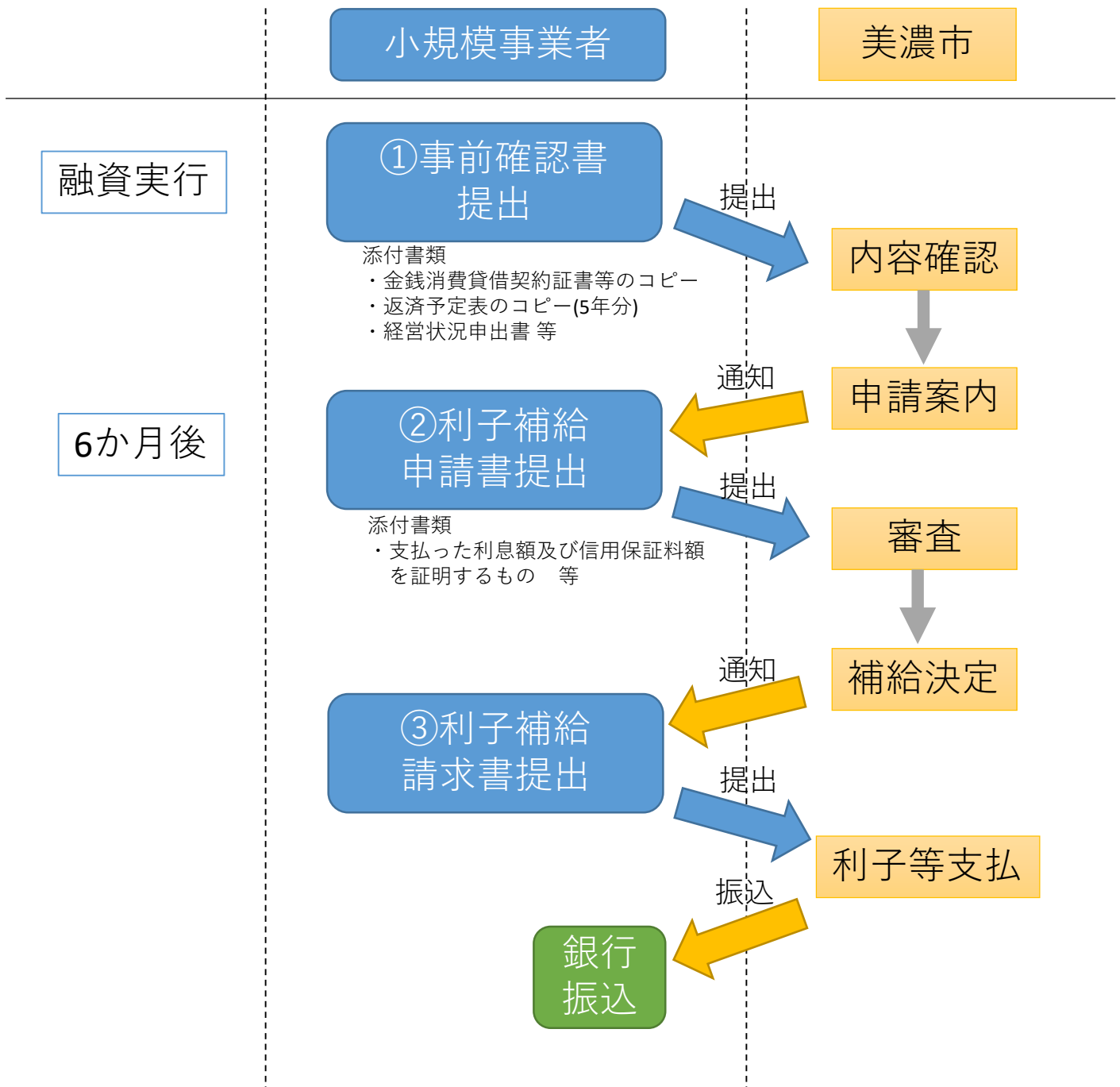
- ① 融資実行後、速やかに「事前確認書」を提出
  - ② 融資実行日から半年または1年後に「補助金申請書」を提出
  - ③ 補助金決定後、半年または1年ごとに「補助金請求書」を提出
  - ④ 利子等補給実施
- ※それぞれの書類の提出の際には添付書類が必要となります。

## ご注意

- ・ 国または岐阜県の利子等の補給と重複して、補給を受けることはできません。例えば、岐阜県から3年間の利子補給を受ける場合は美濃市の補給は4年目及び5年目の支払い利子分の補給となります。
- ・ 複数の金融機関から融資を受ける場合、合計額が500万円までに対する利子補給となります。

# 美濃市小規模事業者事業継続支援利子等補給事業

## 利子等補給手続きのスキーム



・以降、②③の手続きを半年（もしくは1年）ごとに、融資実行日から5年間繰り返し申請していただきます。

・なお、県等から3年間の利子補給(全額)を受ける場合は、最初の「②利子補給申請書提出」の時期は3年6か月後となります。